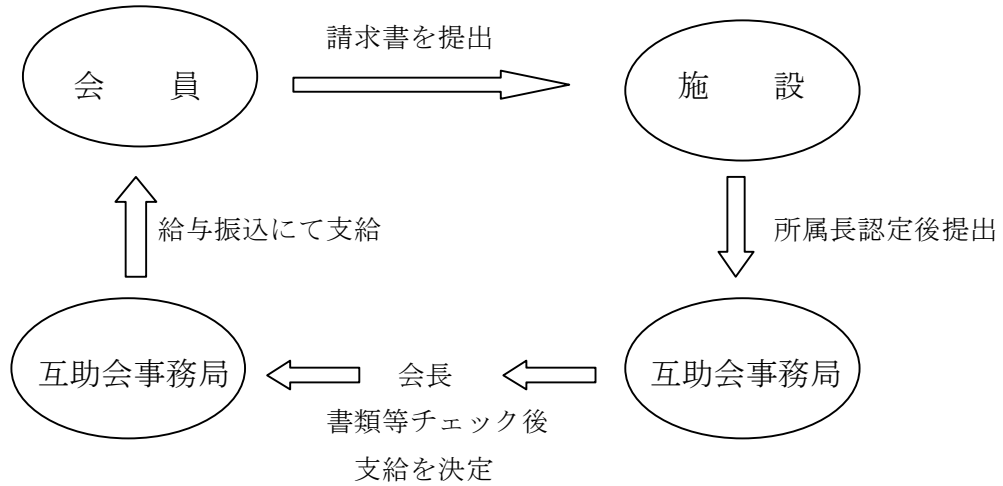


## IV 福利事業

<p>(1) 宿泊施設利用</p>	<p>指定する宿泊施設を利用する場合、1泊につき2,000円を援助する。ただし援助上限は2泊(4,000円)までとする。</p>
<p>(2) サークルに対する助成金</p>	<p>会員相互の親睦を目的としたサークルに対して年間3万円を上限として助成を行う。但し、新たに設立したサークルについては、初回に限り年間5万円を上限として助成を行う。</p>
<p>(3) グループ旅行に対する助成金</p>	<p>会員の交流及びリフレッシュを図ることを目的とした4名以上の会員が参加するグループ旅行に会員が参加した場合、1人あたり宿泊旅行の時は1万円、日帰り旅行の時は5千円を上限として、グループ旅行計画書に記載され、承認を得て参加した会員個人に対して行う。</p>
<p>(4) 資格取得及び更新に対する補助</p>	<p>会員のスキルアップを目的として下記に記載する資格取得及び更新に対して補助を行う。取得のための補助は以下の受験費用に対して2万円を上限として、行うものとする。ただし、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団公費の支給を受けて受験または更新するものを除く。</p> <p><b>【取得】</b></p> <p>(1) 社会福祉会計簿記認定 (初級・中級・上級／簿記会計・上級／財務管理)</p> <p>(2) 日本商工会議所簿記検定（1級～4級）</p> <p>(3) 社会保険労務士</p> <p>(4) MOUS（マイクロオフィススペシャリスト） スペシャリストまたはエキスパートのうち、次のバージョン</p> <p>①Word（2010,2013,2016）</p> <p>②Excel（2010,2013,2016）</p> <p>③PowerPoint（2010,2013,2016）</p> <p>④Access（2010,2013,2016）</p> <p>(5) 認知症ケア専門士</p> <p>(6) 福祉住環境コーディネーター（1級～4級）</p> <p>(7) 健康運動指導士</p>

	<p>(8) 健康運動実践指導者  (9) 健康介護コンシェルジュ検定 (1級～3級)</p>
	<p><b>【更新】</b></p> <p>(1) 認知症ケア専門士の更新に必要な生涯学習参加費及び手数料 (生涯学習等の会場までの交通費は除く) 但し、更新月の前月から遡り12ヶ月間に受講したものに限り。</p> <p>(2) 健康運動指導士の更新に必要な講習会費及び手数料 (講習会等の会場までの交通費は除く)</p> <p>(3) 健康運動実践指導者の更新に必要な講習会費及手数料 (講習会等の会場までの交通費は除く)</p> <p>(4) 第2条第1項第1号から第6号及び第8号から第9号に規定する資格取得のための受験費用</p> <p>(5) 健康介護コンシェルジュ (1級～3級) 資格取得に必要な検定料</p>
<p>(5) ボランティア活動費用助成</p>	<p>会員が社会貢献をすることを目的としてボランティア活動にかかる交通費等に対して1年度あたり5万円まで助成する。</p>
<p>(6) OSJ コミュニケーションイベント</p>	<p>会員相互のコミュニケーションを図ることを目的にOSJ コミュニケーションイベントを開催する。</p>
<p>(7) 研修費用に対する助成金</p>	<p>会員のスキルアップを目的として研修費用に対する助成を行う。ただし会員1人につき年間5,000円を上限とし、受講回数については制限しないものとする。</p>

## 福利事業 補助金等の支給方法



### <書類の確認>

- ①施設名・職員番号・氏名・捺印等の確認
- ②添付書類・請求額等の確認
- ③請求期限は事実発生後から3ヶ月後まで有効

★補助金に係る申請書や請求書の用紙は、大阪府社会福祉事業団 職員互助会ホームページ (<http://www.osj.or.jp/gojokai/index.html>) から取得できます。